

東京都水防協議会について

—東京都水防協議会とは—

水防法第8条に基づき、東京都の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するために設置している協議会です。

1. 東京都水防計画（水防法第7条）

知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。この場合、知事は、あらかじめ都道府県水防協議会に諮らなければならない。

2. 東京都水防協議会（水防法第8条）

水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べるができる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。

3. 東京都中央水防連絡会、建設事務所別水防連絡会

（東京都水防条例第7条）

知事は、東京都水防計画を毎年4月末日までに、関係水防管理団体に周知させなければならない。

